

大府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（案）について

No.	意見の要旨	市の考え方
1	事業実施に当たり人員の拡充をされる予定があるか。	指定障害児通所支援事業者の指定、指導監査を実施するため必要な人員を配置してまいります。
2	事業所の特色を把握し、利用者のニーズに合った事業所を紹介してほしい。	利用者のニーズを把握し、利用者の特性にあった指定通所支援事業所の情報提供を実施する役割は障害児相談支援事業所になります。本市が設置しております障がい者相談支援センターを含め市内の障害児相談支援事業所に、市から指定障害児通所支援事業所の情報を提供してまいります。
3	同一法人の事業所を利用した実績がないと利用を拒むといった利用者の困り込みが発生しないか心配している。	正当な理由がなくサービス提供を拒まないことや利用者に事業所選択の自由があること等法の趣旨に沿った適切な事業運営がされるよう指導監査してまいります。
4	事業所からのセールスなどによって事業の目的外での利用を防ぐために利用者へ通所支援事業の制度の周知が必要。	指定通所支援の事業の目的である療育を必要として事業を利用したいのか、申請時に申請者から利用に関する聞き取り調査を実施しております。